

南信州広域連合災害廃棄物処理計画（案）【概要版】

第1編 総論

1 計画策定の背景及び目的

飯田・下伊那地域では、伊那谷断層帯や南海トラフ地震の発生が想定されており、台風や集中豪雨による災害リスクも高まっている。災害時には大量の廃棄物が発生し、適切な処理が復旧・復興の鍵となることから、南信州広域連合（以下「本連合」という。）は「南信州広域連合災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。本計画は、稲葉クリーンセンターや飯田竜水園といった広域処理施設を活用し、災害時の迅速かつ適正な廃棄物処理を目指す指針である。構成市町村の計画と連携し、情報共有や訓練を通じて地域全体の対応力を強化し、復旧・復興の迅速化を図るものである。

2 地震による被害想定と災害廃棄物の発生量の推計

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」で県内に大きな被害を発生させると想定されている地震のうち、特に本圏域で大きな被害が想定される地震に、伊那谷断層帯の地震及び南海トラフ巨大地震がある。この報告書では災害廃棄物の発生量が、以下のとおり試算されている。

東日本大震災や熊本地震の状況を踏まえると、災害廃棄物の約2割が可燃系廃棄物（可燃物、柱角材）として発生すると見込まれる。

	伊那谷断層帯主部の地震 (ケース3)	南海トラフ巨大地震 (陸側)
災害廃棄物の発生量 (圏域合計)	328,510t (うち可燃系廃棄物 65,702t)	99,320t (うち可燃系廃棄物 19,864t)

3 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物、事業系一般廃棄物、及び避難所の仮設トイレ等で発生するし尿である。このうち、本連合が処理するのは、稲葉クリーンセンターで焼却可能な可燃物と、避難所の仮設トイレ等で発生するし尿である。

区分	概要
生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ、通常生活で排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ
し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿、通常家庭のし尿
事業系一般廃棄物	被災した事業所からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物や産業廃棄物を除く）
災害廃棄物	「可燃物/可燃系混合物」「木くず、木材」「畳・布団」「家具類」「不燃物/不燃系混合物」「コンクリートがら等」「金属くず」「廃家電等（家電4品目や小型家電等）」「腐敗性廃棄物」「有害廃棄物/危険物」「適正処理困難物」等

第2編 災害廃棄物処理に関する基本方針

1 災害廃棄物処理の基本方針（一部抜粋）

衛生的かつ迅速な処理	災害廃棄物処理の優先順位を明確にし、被災者の生活ごみやし尿の処理を最優先としつつ、効率的かつ迅速な対応を行う。
計画的な対応・処理	災害廃棄物の発生量、道路や施設の被災状況、仮置場の設置状況、処理施設の能力を逐次把握し、最適な処理体制を構築する。
環境に配慮した処理	混乱した状況下でも可能な限り環境負荷を低減する。
関係機関との連携	本連合と構成市町村、事業者など圏域内での連携を強化し、協力して対応することを基本とする。

2 災害廃棄物処理のスケジュール

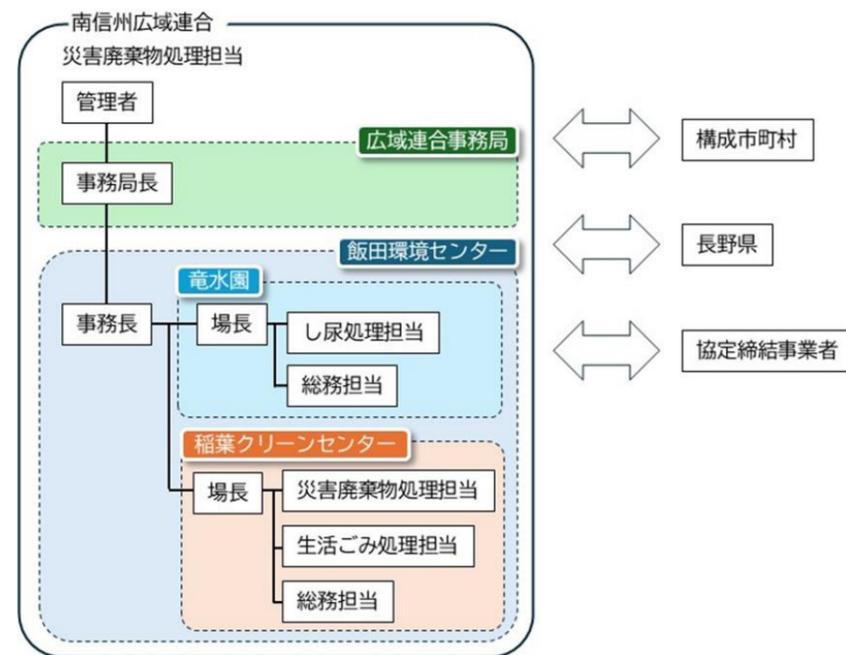
処理期間について、大規模災害は災害発生から概ね3年以内の処理完了を目標とするが、災害規模に応じて可能な限り短縮に努める等、適切な処理期間を構成市町村と調整し、設定する。

第3編 組織体制の確立

1 災害廃棄物対策における組織体制

発災時に設置する災害廃棄物対策における組織体制は、非常・緊急時の組織体制・指揮命令系統（「稲葉クリーンセンター非常・緊急時連絡」、「稲葉クリーンセンター管理棟消防計画・地震防災規定」等）と整合を図るものとする。

発災後は、県、構成市町村、協定締結事業者などの関係者と情報を共有し、連携して対応する。



2 住民への情報発信

災害廃棄物の処理を適切かつ円滑に進めるため、周知すべき情報をできるだけ早期に、また複数の情報伝達方法でわかりやすく伝える。

(1) 広報する情報の例

項目	内容（例）
稲葉クリーンセンターの受入状況	直接搬入の可否、搬入可能な時間、搬入可能な品目
市町村一次仮置場（住民用仮置場）の設置状況	場所、分別方法、分別の徹底、収集期間 仮置場の設置状況
災害時用ストックヤード（連合仮置場）の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※連合仮置場への直接搬入の禁止や、便乗ごみの排出禁止、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物処理の進捗状況	市町村全域及び区ごとの処理の進捗状況、今後の計画
問合せ先	災害廃棄物に関する問合せ窓口

(2) 情報伝達方法

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	インターネット(市ホームページ、市防災ポータルサイト、SNS等)
アナログ媒体	紙媒体：広報誌、回覧板
マスメディア	新聞、ラジオ

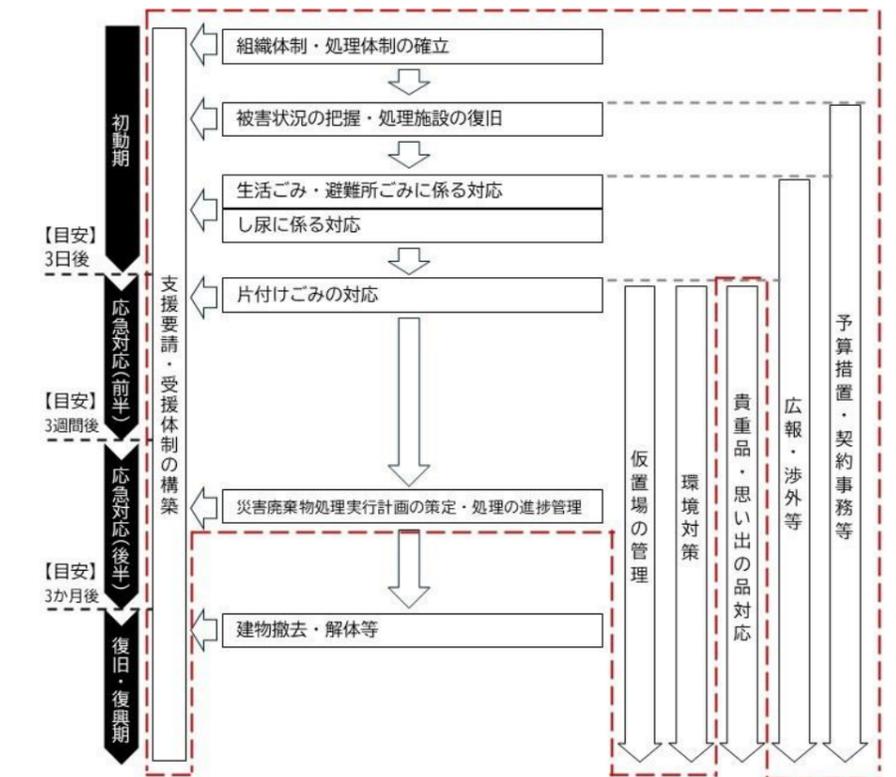
第4編 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の処理に係る各担当の業務内容

発災前、初動期、応急対応、復旧・復興期における各担当の業務内容は、本編 P19 の表に示す。なお、事務長は関係者との連絡・調整及び飯田環境センターの統括を、各場長は所管する竜水園または稲葉クリーンセンターの統括を行う。

2 災害における廃棄物対応の流れ

災害発生後に必要となる廃棄物対応の大まかな流れを示す。



注1) 図中の時期の目安は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月 環境省）に従い記載
 注2) 本連合の対象とする業務は、赤の破線で囲まれた範囲。ただし、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみのうち、可燃ごみとし尿については、処理は本連合が行うが、収集は構成市町村が担当する
 注3) 以下の市町村のし尿処理については、下伊那郡西部衛生施設組合または下伊那南部総合事務組合が行う
 下伊那郡西部衛生施設組合：阿智村、平谷村
 下伊那南部総合事務組合：阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

3 各種協定

発災後は、本連合、各構成市町村、県が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。ただし、本計画策定時点で本連合は、災害時支援協定を締結していない。被災による施設停止時の可燃ごみやし尿の受入先の確保など災害時に必要となる措置を検討し、必要に応じて協定締結を進めていく。

(1) 長野県が自治体間で締結している災害時支援協定

No.	協定名	支援内容					締結先	締結年月 または 更新年月
		ごみ処理	し尿処理	職員派遣	物資の提供	用役その他		
1	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定			○	○		全国知事会	R6.1
2	災害応援に関する協定			○	○		中部圏知事会 (9県1市)	H19.7
3	震災時等の相互応援に関する協定	○	○	○	○		関東地方知事会 (10都県)	H8.6
4	災害時の相互応援に関する協定			○	○		長野県、新潟県	H7.7
5	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定			○	○		長野県、新潟県、 山梨県、静岡県	H27.8
6	長野県市町村災害時相互応援協定	○	○	○	○		長野県内市町村	R1.6

(2) 長野県が民間事業者団体と締結している災害時支援協定

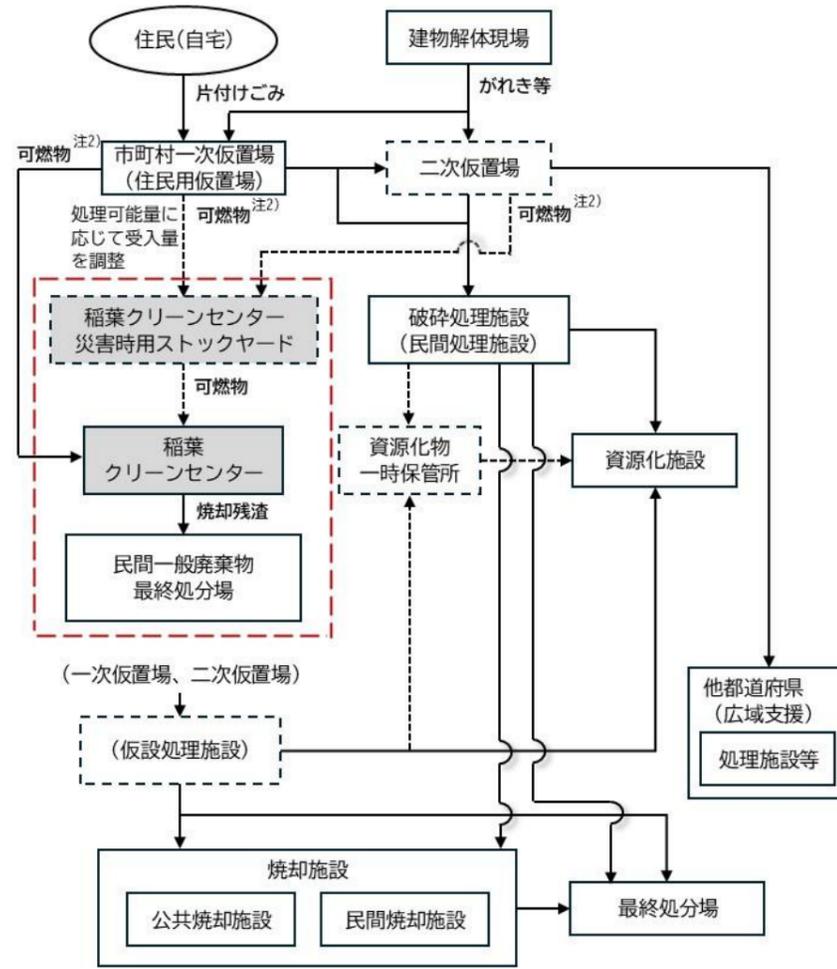
No.	協定名	支援内容					締結先	締結年月 または 更新年月
		ごみ処理	し尿処理	職員派遣	物資の提供	用役その他		
1	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	○					一般社団法人長野県資源循環保全協会	H20.3
2	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定		○				長野県環境整備事業協同組合	H20.3
3	災害時等の災害応急資機材のリースに関する協定				○		長野県建設機械リース業協会	H20.3

4 災害廃棄物の処理の流れ

本連合では、各市町村が設置する一次仮置場に搬入された片付けごみや、がれき類等のうち、可燃物については、稲葉クリーンセンターに搬入し、焼却処理を行う。ただし、災害廃棄物の発生状況や稲葉クリーンセンターの受入能力を考慮し、必要に応じて稲葉クリーンセンター災害時用ストックヤード（以下「連合仮置場」という）を開設し、一時的に保管する場合がある。

また、稲葉クリーンセンターの受入能力には限りがあるため、生活ごみや避難所ごみの増加状況を踏まえ、搬入量を調整する必要がある。

なお、稲葉クリーンセンターが稼働できない場合や、災害廃棄物の発生量が多く処理が困難な場合には、県や圏域外の市町村に支援を要請するものとする。



注1) 網掛けした施設は、本連合が所管する施設
 注2) リサイクル可能な可燃物（家屋の柱など）の受入は、極力避ける
 注3) 赤の破線で囲まれた範囲が、本連合が対応する範囲。焼却残渣の最終処分は、民間委託により行う

5 稲葉クリーンセンター災害時用ストックヤードの開設

圏域内で大量の災害廃棄物が発生した場合、可燃ごみの量や搬入車両の台数が増加し、稲葉クリーンセンターでの通常の可燃ごみの受け入れが困難となることが想定される。このような状況に対応するため、本連合では連合仮置場を開設し、一時的に可燃ごみを保管する体制を整える。連合仮置場には、各市町村の一次仮置場から搬入された可燃ごみのみ受け入れる。被災住民や事業者からの災害廃棄物の直接搬入の受入は行わない。

なお、災害時には迅速に連合仮置場の設置を判断する必要があるため、以下の表に設置を判断する基準を示す。

項目	概要
災害廃棄物の発生量	廃棄物の総量が広域的に処理能力を超える状況
クリーンセンターの受入能力	稲葉クリーンセンターの稼働状況や他の廃棄物（生活ごみや避難所ごみ）の増加を考慮
輸送・収集体制の状況	構成市町村の一次仮置場から稲葉クリーンセンター災害ごみ時用ストックヤードへの輸送可能性とその時期
災害の種類と被害状況	地域の被害（震度、浸水範囲、家屋倒壊数など）に基づいた必要性の判断
連携と調整	各構成市町村の仮置場運用状況や災害廃棄物処理計画との整合性



名称	所在地	所有者	有効面積 ^{注)} (m ²)	備考
稲葉クリーンセンター災害時用ストックヤード	長野県飯田市下久堅稲葉1526-1	南信州広域連合	約5,500	一般廃棄物（可燃ごみのみ搬入可）

・受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下ろし補助、分別指導等を行うための職員を配置する。
 ・庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。
 ・搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェックなど、責任を伴う事項については本連合の職員が対応に当たる。

注) 廃棄物の保管や作業スペース、車両の動線として使用可能な部分の面積。占有面積はごみを置ける面積

第5編 災害時における既存処理施設の処理可能量

1 焼却処理

区分	施設名称	処理可能量 (t/年)
焼却施設	稲葉クリーンセンター	3,910 (令和10年度)

注) 本施設の施設規模は、災害時の対応余力として4t/日（設計値）が確保されており、通常稼働日数280日で1,120t/年の処理が可能である（①4t/日×280日=1,120t/年）。また、本連合では構成市町村と協力して可燃ごみの排出削減を推進しており、令和10年度には焼却処理量は23,878t/年となる見込みである。通常280日稼働であるが、災害時の緊急対応として310日稼働とすることで、さらに2,790t/年の処理が可能となる（②93t/日×30日=2,790t/年）。これらの対応により、令和10年度の処理可能量は3,910t/年に達する。今後、可燃ごみの排出削減を進めることで、さらなる余力の確保が期待される。

処理可能量(t/年) = ① + ② = 3,910 (t/年)

2 焼却処理に必要となる年数

本連合による災害廃棄物の処理が困難な場合、県や圏域外の市町村に支援を要請し、概ね3年以内の処理完了を目指す。

	伊那谷断層帯主部の地震 (ケース3)	南海トラフ巨大地震 (陸側)
処理年数(年)	16.8	5.1

注) 処理年数(年) = 災害廃棄物発生量(可燃系廃棄物)(t) / 稲葉クリーンセンター処理可能量(t/年)

3 し尿処理

区分	施設名称	処理可能量 (kL/年)
し尿処理施設	飯田竜水園	8,975

注1) 処理可能量(kL/年) = 年間処理能力(kL/年) - 年間搬入量(kL/年)

年間処理能力: 27,375kL (75kL×365日)

年間搬入量: 18,400kL (令和5年度実績)

注2) 1日当たりの処理可能量は約24kL。パキューム車(3,400L)7台分に相当する。